

## 定款変更新旧対照表

新	旧
(事業) 第7条 (略) (1)～(42) (略) 2 (略)	(事業) 第7条 (略) (1)～(42) (略) 2 (略)
<u>第8条 削除</u>	<u>(追加)</u>
(員外利用) 第9条 (略) 2～3 (略)	(員外利用) 第9条 (略) 2～3 (略)
(出資1口の金額及び払込方法) 第24条 (略) 2 (略)	(出資1口の金額及び払込方法) 第24条 (略) 2 (略)
<u>第25条 削除</u>	<u>(追加)</u>
(経費の賦課) 第26条 (略) 2～3 (略)	(経費の賦課) 第26条 (略) 2～3 (略)
(経営管理委員会の決議事項) 第59条 次に掲げる事項は、経営管理委員会においてこれを決する。 (1)～(19) (略)	(経営管理委員会の決議事項) 第59条 次に掲げる事項は、経営管理委員会においてこれを決する。 (1)～(19) (略)
<u>(20) 法第35条の7第1項に規定する補償契約の内容の決定に関する事項</u>	<u>(新設)</u>
<u>(21) 法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約の内容の決定に関する事項</u>	<u>(新設)</u>
(22) 前各号に定めるもののほか経営管理委員会において必要と認めた事項 2～5 (略)	(20) 前各号に定めるもののほか経営管理委員会において必要と認めた事項 2～5 (略)
<u>6 第1項第20号の補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事及び経営管理委員は、当該補償につき重要な事実を経営管理委員会</u>	<u>(新設)</u>

新	旧
<p><u>に報告しなければならない。</u></p> <p>(理事会の決議事項)  第 65 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。  (1) ～ (7) (略)  (8) 不良債権 (農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) に定める <u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権</u>並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。) の処理の方針に関する事項</p> <p>(9) ～ (14) (略)  2 (略)</p> <p>(理事会の決議方法及び議長)  第 67 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。  2 ～ 4 (略)  5 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した <u>経営管理委員</u>、理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。  6 ～ 7 (略)</p>	<p>(理事会の決議事項)  第 65 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。  (1) ～ (7) (略)  (8) 不良債権 (農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) に定める <u>破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権</u>並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。) の処理の方針に関する事項</p> <p>(9) ～ (14) (略)  2 (略)</p> <p>(理事会の決議方法及び議長)  第 67 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。  2 ～ 4 (略)  5 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した <u>(追加)</u> 理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。  6 ～ 7 (略)</p>

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。